



福島医発第 2914 号（地）
令和 7 年 2 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

マイナ資格確認アプリのプログラムの誤りと改修について

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得用）」（以下「マイナ資格確認アプリ」）の運用開始については、令和 6 年 10 月 11 日付福島医発第 1966 号（地）文書にて、貴会宛てにご連絡したところです。

今般、患者がマイナ資格確認アプリで資格確認を行って受診した際に、アプリ上の診療情報提供等の「同意登録」画面において、特定の手順で操作した場合に限り、「同意しない」が選択されていたにもかかわらず、当該患者の薬剤情報が、医療機関等に対して提供されていた事象が確認された（最大で 37 人分）ことから、本事象について、社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会（以下「支払基金等」と記載）より、概要とマイナ資格確認アプリ等の改修を行ったことにより再発はないこと、及び本事象が発生した患者・医療機関等に対して、お詫びや経緯の説明等を支払基金等から実施する予定であること等の説明、並びに同日（1 月 22 日）付で別添のプレスリリースが公表された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の事案は、「患者の同意に基づく医療情報の閲覧」という大原則を崩し、患者・医療者の医療 D X への信頼を損なう極めて重大な問題であることから、同様のインシデントを決して起こすことがないよう、日本医師会より支払基金等および厚生労働省に強く要請されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1780 号（情シ）
令和 7 年 1 月 24 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

マイナ資格確認アプリのプログラムの誤りと改修について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 10 月 8 日付「顔認証付きカードリーダーの画面変更予定について（医療情報等の提供の包括同意・限度額情報の提供確認画面のスキップ）（周知）および訪問診療等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について（周知）」にて、「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得用）」（以下「マイナ資格確認アプリ」と記載）の運用開始についてお知らせしました。

この度、患者がマイナ資格確認アプリで資格確認を行って受診した際に、アプリ上の診療情報提供等の「同意登録」画面において、特定の手順で操作した場合に限り、「同意しない」が選択されていたにもかかわらず、当該患者の薬剤情報が、医療機関等に対して提供されていた事象が確認されました（最大で 37 人分）。

本事象について、社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険中央会（以下「支払基金等」と記載）から、概要とマイナ資格確認アプリ等の改修を行ったことにより再発はないこと、本事象が発生した患者・医療機関等に対して、お詫びや経緯の説明等を支払基金等から実施する予定であること等の説明を受けました。その後、同日（1 月 22 日）付で、別添のプレスリリースが公表されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の事案は、「患者の同意に基づく医療情報の閲覧」という大原則を崩し、患者・医療者の医療 DX への信頼を損なう極めて重大な問題であることから、同様のインシデントを決して起こすことがないように、日本医師会として支払基金等および厚生労働省に強く要請したことを申し添えます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

(社会保険診療報酬支払基金)

情報化企画部資格情報課

〒105-0004 東京都港区新橋二丁目 1 番 3 号

電話：03-6778-7771

メールアドレス：onshikaku@ssk.or.jp

(国民健康保険中央会)

保健福祉部医療保険情報提供等実施機関担当室

〒105-0004 東京都港区新橋二丁目 1 番 1 号

電話：03-6268-8890

メールアドレス：kokuban51@kokuho.or.jp

【別添資料】

- ・マイナ資格確認アプリのプログラムの誤りと改修についてのお知らせ

マイナ資格確認アプリのプログラムの誤りと改修についてのお知らせ

令和 7 年 1 月 22 日

社会保険診療報酬支払基金

国民健康保険中央会

オンライン資格確認等システム（以下「本システム」といいます。）では、訪問診療等の際に医療機関、薬局等（以下「医療機関等」といいます。）のスマートフォン等でマイナ保険証による資格確認や同意登録を行う「マイナ資格確認アプリ（居宅同意取得用）」（以下「マイナ資格確認アプリ」といいます。）を昨年 10 月から配信しています。

この度、患者がマイナ資格確認アプリで資格確認を行い受診された際に、過去に調剤された医薬品に関する情報（以下「薬剤情報」といいます。）が、1 月 16 日に判明したマイナ資格確認アプリのプログラムの誤りにより、特定の条件のもとで不同意が選択されていたにもかかわらず、医療機関等に対して提供されていた事象が確認されました。

これを踏まえ、同月 20 日付けでプログラム改修を行ったアプリをリリースしており、今後同様の事象の発生を防止するための措置は既に講じておりますので、その旨お知らせするものです。このような事象を発生させたことにより、国民の皆様や医療機関等、医療保険者等の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。なお、本事象につきましては、個人情報保護法の取扱いに基づき、個人情報保護委員会に報告しています。

1 概要

（1）マイナ資格確認アプリの機能

マイナ資格確認アプリは、マイナ保険証の読み取りや資格確認を行うとともに、医療機関等での診療行為の内容に係る情報（以下「診療情報」といいます。）等の情報提供に係る同意の登録を行うことができます。訪問診療等の受診の際に患者がこの同意登録を行うと、受診先の医療機関等が、電子カルテ等を通じて、患者の過去の健診結果、診療情報や薬剤情報に係るファイルの提供を受けることができます。

マイナ資格確認アプリでは、同意登録の画面上で個別の情報提供項目に係る同意選択ボタン（以下「個別ボタン」といいます。）を押下して同意を登録するだけでなく、「すべての項目に同意する」ボタン（以下「一括ボタン」といいます。）を押下

(2) 本事象の概要

今般、この設定の下で、患者が同意登録の画面上で①一括ボタンを押下して一括同意を選択した後に、②「診療情報および薬剤情報の提供」の個別ボタンの「同意しない」ボタンを押下して同意内容を不同意に変更するという操作を行った場合（以下「発生条件」といいます。）に動作するプログラムの誤りにより、最大で37人分（情報提供件数は73件）の薬剤情報が、同意なしに医療機関等に対して提供されていることを把握しました。なお、薬剤情報以外に同意なく医療機関等に対する提供が確認されたものではありません。また、実際にこれらの薬剤情報が閲覧されたかどうかは、現時点で確認できていません。

(注) うち、26 人分 (情報提供件数 52 件)、医療機関等数で 25 機関分、医療保険者数で 20 保険者分の事例は、同意がないままに薬剤情報が提供されたことが確認されたものであり、残りは疑い事例となります。

同 12 月 10 日 訪問看護ステーションから、マイナ資格確認アプリで登録した診療情報等の提供に関する同意の内容が本システムに適切に反映されないとの問い合わせ 1 件を、オンライン資格確認等システムコールセンターで受理

- 同 11 日 同コールセンターが、「マイナ在宅受付 web」（スマートフォン等からウェブページにアクセスしてマイナ保険証での資格確認等を行うツール）の事案と取り違えた上で、オンライン資格確認等システムの実施機関である社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会（以下「実施機関」といいます。）に対して上記問い合わせへの対応を依頼
- 令和 7 年 1 月 9 日 実施機関からの指示を踏まえて事案の詳細を確認に当たっていた同コールセンターの受託事業者が、オンライン資格確認等システムの運用保守事業者である富士通株式会社（以下「富士通社」といいます。）からの指摘により、上記問い合わせ事案はマイナ在宅受付 web ではなくマイナ資格確認アプリに係るものであることを確認し、マイナ資格確認アプリの障害疑い事象として、アプリの開発事業者である富士通社に対応を依頼
- 同 1 月 15 日 富士通社において、上記問い合わせが、マイナ資格確認アプリの不具合等に起因する疑いを検知し、実施機関に当該疑いを第一報
- 同 16 日 富士通社から実施機関にプログラム誤りが確認された旨報告、実施機関は厚生労働省に報告

4 本プログラム誤りの原因

マイナ資格確認アプリのプログラム誤りの原因については、マイナ資格確認アプリの開発事業者である富士通社においてなぜこのような事案が起こったのか分析中であるとの報告を受けています。

5 本プログラム誤りの検知後に採った対応

- 1 月 16 日 同意のないまま薬剤情報が提供されることのないよう、本事象の発生条件を満たす可能性のある同意登録済みのデータについて、「同意あり」を「同意なし」に修正
- 同 17 日 上記修正以降に本事象の発生条件を満たす操作が行われても同意のないまま薬剤情報が提供されることがないよう、オンライン資格確認等システムのプログラムを修正
- 同 19 日 顔認証付きカードリーダー等、マイナ資格確認アプリ以外の方法で資格

確認を行った際に誤った同意情報が登録されることがないことを確認
同 20 日 プログラム誤りを修正したマイナ資格確認アプリを配信
これらの対応により、本事象と同様の事案の発生は防止できています。

6 今後の対応

同意なしに薬剤情報が提供されたおそれのある 37 名の方、当該薬剤情報の提供先である 36 の医療機関等および薬剤情報の取扱いの委託元である 27 の医療保険者に対して、お詫びや経緯の説明等を実施してまいります。

また、今回の事案を厳粛に受け止め、個人情報の厳正な管理に努めていくとともに、富士通社等とも連携して、今回の事象の発生及び対応の経緯を検証し、再発防止策を策定し実施してまいります。

[本件に関するお問い合わせ先]

(社会保険診療報酬支払基金)

情報化企画部資格情報課

〒105-0004 東京都港区新橋二丁目 1 番 3 号

電話：03-6778-7771

メールアドレス：onshikaku@ssk.or.jp

(国民健康保険中央会)

保健福祉部医療保険情報提供等実施機関担当室

〒105-0004 東京都港区新橋二丁目 1 番 1 号

電話：03-6268-8890

メールアドレス：kokuban51@kokuho.or.jp

発生条件① 環境設定

オン資WEB 環境設定情報 画面

診療情報（上段）
：利用する

薬剤情報（下段）
：利用する

訪問診療：利用する

発生条件② ユーザ操作

マイナ資格確認アプリ

ボタン押下により遷移

薬剤情報が「同意する」
として登録される